

まちづくり・かわら版



* 整備が進む都市計画道路矢上町山手線の様子



No.50
平成29年8月28日

★ 編集・発行
施行者：長崎市
(東長崎土地区画整理事務所)
長崎市矢上町40番28号
電話：095-839-5381

残暑の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、前回の「まちづくり・かわら版」では、東長崎平間・東地区土地区画整理審議会委員7人のかたが本年11月13日(月)をもって任期満了を迎えることから、本年10月に行われる選挙(立候補制)についてご説明いたしました。

今回の「まちづくり・かわら版」では、この選挙における選挙人名簿の縦覧の日程等についてお知らせします。

また、選挙に関する各届出、よくあるご質問についても併せてご説明します。

「もくじ」

東長崎平間・東地区土地区画整理審議会委員の選挙について(任期満了による改選)

1 選挙人名簿	2ページ
2 選挙人名簿の縦覧	2ページ
3 選挙に関する各届出	3ページ
4 選挙に関する質問と回答	4ページ

東長崎平間・東地区土地区画整理審議会 委員の選挙について(任期満了による改選)

1 選挙人名簿



◎ 選挙人名簿

平間・東土地区画整理事業区域内の土地の所有者と借地をされている権利者のかたの氏名、住所、性別及び生年月日を記載した名簿で、この名簿に記載されているかたは、審議会委員選挙に立候補する権利(※未成年者を除く)と投票する権利を持っています。

◎ 異議申し出

平成29年8月21日(選挙人名簿作成の基準日)時点で土地の所有者や借地をしている権利者として土地登記簿に記載されているものの、選挙人名簿に記載されていないかたや、内容に誤りがあるかたは、縦覧期間内(平成29年9月4日から同月17日)に文書で長崎市長に対して異議を申し出ることが出来ます。

◎ 選挙人名簿の確定

縦覧期間内に異議の申出が無かった場合や、申出のあったすべての異議について対応が決定したのち、選挙人名簿確定の公告を行います。

2 選挙人名簿の縦覧

期間：平成29年 9月 4日(月) から
平成29年 9月17日(日) まで

時間：午前8時45分 から 午後5時30分
まで

場所：東長崎土地区画整理事務所
〔住所：長崎市矢上町40番28号〕

※ 期間中は、土曜日・日曜日も縦覧できます。



3 選挙に関する各届出

(1) 共有地等における代表者の届出

- ◎ 土地を共有されている場合には、いずれか1人のかたを代表者として選任し、代表者選任通知を東長崎土地区画整理事務所に提出することで、「代表者」のかたが審議会委員選挙に「立候補すること」や「投票すること」ができます。

(2) 相続中の土地における代表者の届出

- ◎ 土地の所有者が亡くなられ、2人以上の相続人のかたが相続手続き中の場合には、共有地と同じように、いずれか1人のかたを代表者として選任し、代表者選任通知を東長崎土地区画整理事務所に提出することで、「代表者」のかたが審議会委員選挙に「立候補すること」や「投票すること」ができます。
- ※ (1)及び(2)の代表者選任通知については、立候補届出、投票の時までに提出が必要です。提出が無い場合、今回の選挙における立候補届出、投票はできません。

(3) 借地権の申告を一定期間受付停止します

- ◎ 建物の所有のための地上権と土地の賃借権のことを借地権と言います。登記簿に記載されていない借地権は本市に申告することにより、土地区画整理事業における、借地をしている権利者として取り扱われます。これにより審議会委員選挙に「立候補する権利」と「立候補者に対して投票する権利」を得ることができます。
- ◎ 選挙人名簿を作成するため、平成29年8月21日(月)から10月2日(月)の選挙人名簿確定の公告開始までの間は、借地権の申告の受付を停止します。
- ◎ 平成29年10月2日(月)の選挙人名簿確定の公告開始後に借地権の申告をされた場合、次回の審議会委員選挙から「立候補すること」や「投票すること」ができます。
- ※ 代表者選任通知など、選挙に関する届出に必要な書類については東長崎土地区画整理事務所に用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

- ※ 代表者選任通知を既に提出済みで、変更が無い場合は、改めて提出していただく必要はありません。



(4) 選挙に関する質問と回答



質問① 選挙に立候補したいのですが、手続きはどうしたらよいですか？

(回答) 立候補届出書の提出が必要です。この様式は東長崎土地区画整理事務所にて用意しておりますので、総務企画係担当者までお問い合わせください。

質問② 投票所入場券はいつ送ってくるのですか？

(回答) 投票を行う場合は、「まちづくり・かわら版」(平成29年10月中旬頃発行予定の号)に同封の予定です。

質問③ 法人による投票の場合は代表者でなければなりませんか？

(回答) 法人が投票をする場合には、法人が指定したかたが投票を行うことができます。なお、法人の代表者であっても、指定を行っていただく必要があります。

指定を受けたかたは投票日に指定書を提出するとともに、指定された本人であることを証明するもの(身分証明書)を提示してください。なお、指定書については「まちづくり・かわら版」(平成29年10月中旬頃発行予定の号)に同封します。

質問④ 複数の土地を所有していれば、土地の数だけ票が認められますか？

(回答) 複数の土地(筆)をお持ちのかたであっても、権利者として得られる票は原則として1票です。ただし、複数の土地(筆)に共有名義をお持ちの場合、それぞれの土地で代表者に選任された場合、2票以上を得る場合もあります。

今回お知らせいたしました内容のほか、平間・東地区土地区画整理事業に関し、ご質問等がございましたら、以下までお気軽にご連絡ください。

今後とも事業へのご理解とご協力を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

東長崎土地区画整理事務所

〒851-0133 長崎市矢上町40番28号

☎ 095-839-5381 ☎ 095-837-1046

✉ higaku@city.nagasaki.lg.jp

🌐 <http://www.city.nagasaki.jp/sumai/660000/669002/p003028.html>

